

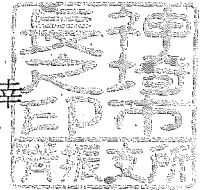


神崎市公告第57号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和3年12月 1日

神崎市長 松本茂幸



1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

神崎市脊振町広滝555番地1

神崎市産業建設部林業課

神崎市ホームページ

3 権利の設定

この公告により、神崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、
それぞれ設定される。